

瑞穂町行政評価委員会第9回補助金等審査分科会

審査及び報告事項一覧

1 審査及び報告事項（4件）

番号	担当課	補助金等名称	資料
2.6 審査-2	住民部 環境課	資源物回収団体奨励金	2
2.6 審査-3	福祉部 高齢課	瑞穂町寿クラブ連合会設立50周年記念事業補助金	3
2.6 審査-4	都市整備部 産業課	産業見本市等出展支援事業補助金	4
2.6 報告-2	都市整備部 都市計画課	瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金	5-1
		瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金	5-2
		瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金	5-3

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	資源物回収団体奨励金
担当部署	住民部 環境課 清掃係
担当者名	町田 陽生
補助対象	町内の住民で組織する営利を目的としない団体 (例：町内会、子ども会等)
規程等	資源物回収団体奨励金交付要綱
事業概要 (できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)	町内の団体が資源物を集団で回収する活動に対し、奨励金を交付する事業である。奨励金の交付を受けようとする団体は年度ごとに登録をする。対象となる資源物は紙類(新聞、雑誌及びダンボール)であったが、平成27年度からアルミ缶を追加したい。奨励金の交付額は回収実績量に対し、1キログラム当たり10円を乗じて得た額である。交付手続きは交付申請書に必要書類を添えて環境課に提出する。
補助の必要性 (できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)	町内の団体が資源物を集団で回収する活動に対し、奨励金を交付することにより、ごみの減量及びリサイクルの推進を図ることを目的とする。対象となる資源物の回収品目を拡大することで、資源物集団回収の充実を図る。
補助金額	1キログラム当たり10円
補助割合	
実施期間	平成27年4月1日から
その他	

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町寿クラブ連合会設立50周年記念事業補助金
担当部署	福祉部 高齢課 高齢係
担当者名	並木 照子
補助対象	瑞穂町寿クラブ連合会設立50周年記念事業実行委員会 実行委員長 寿クラブ連合会会長 奥田雄一
規程等	瑞穂町寿クラブ連合会規約 瑞穂町補助金等交付規則第6条
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	記念式典（スカイホール予定） 記念誌発行（1,500部作成） 講演会等アトラクション 送迎用バス借上げ
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	瑞穂町寿クラブ連合会及び単位クラブである長岡第1寿会、殿ヶ谷第1寿会（休止中）、元狭山第1寿会（休止中）が、会員の親睦、健康の増進、また福祉の向上発展を図ることを目的に昭和40年に設立し、平成27年度10月に50周年の節目を迎える。 設立50周年を契機に老人クラブの発展に貢献された会員、協力者、役員等を表彰する式典を開催、また、アトラクション等を行い、会員相互の親睦を図るとともに記念誌の発行を行う。
補助金額	1,000,000円
補助割合	48%
実施期間	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
その他	

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	産業見本市等出展支援事業補助金
担当部署	都市整備部 産業課 商工係
担当者名	池田 稔
補助対象	町内に住所を有し、町税を滞納していない法人又は個人
規程等	瑞穂町産業見本市等出展支援事業補助金交付要綱（予定）
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	町内に住所を有する法人又は個人が、製品や自社の技術等を広く周知及び宣伝して販路拡大や受注拡大を図るために展示会や見本市等に出展する場合、これに要した費用の一部を助成することにより、経営の安定及び向上を促進し、町内の産業振興を図るもの。出展に要する費用とは、出展料、出展するために作成するパンフレットやポスターの作成費とする。
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	町内の中小企業は営業力の弱さが経営上の課題となっている。見本市等へ出店し、製品や高い技術力を周知及び宣伝することで企業の販路拡大や受注拡大を図ることができ、町内の産業振興に貢献することができる。
補助金額	見本市等への出展に要した費用の2分の1。ただし、上限は10万円とする。
補助割合	見本市等への出展に要した費用の2分の1。
実施期間	平成27年4月1日から
その他	見本市等出展の効果について検証をする。

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金
担当部署	都市整備部 都市計画課 計画係
担当者名	村下 義孝
補助対象	<p>①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物</p> <p>②昭和56年5月以前に建築された建築物</p> <p>③道路幅員の概ね1/2以上の高さの建築物</p> <p>※上記すべてに該当するもの</p>
規約等	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>特定緊急輸送道路に指定された道路（国道16号、新青梅街道、都道166号線、青梅街道の一部）に接する敷地の建築物のうち、一定要件に該当する建築物に対し、耐震診断、補強設計、耐震改修の義務又は努力義務を課し、その実施に対し一定の補助金を交付するもの。</p>
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>震災時において避難、救急消火活動、緊急支援物資の輸送等を支える特定緊急輸送道路が、建築物の倒壊により閉塞されることを防止するため、沿道建築物の耐震化を推進し、震災から都民の生命と財産を保護すると共に首都機能を確保する。</p>
補助金額（補助対象金額）※変更なし	<p>耐震診断 実際耐震診断に要する費用又は助成対象基準額 （延べ面積×助成基準単価）のうち低い額</p> <p>ア 補助対象費用の限度額</p> <p>延べ面積1,000㎡以下の部分・・・2,060円/㎡</p> <p>延べ面積1,000㎡を超え</p> <p>2,000㎡以下の部分・・・1,540円/㎡</p> <p>延べ面積2,000㎡を超える部分・・・1,030円/㎡</p> <p>イ 補助対象費用の限度額【追加】</p> <p>延べ面積1,000㎡未満の建物・・・3,600円/㎡</p> <p>延べ面積1,000㎡以上の建物・・・257万円+1,030円/㎡</p> <p>ア・イ いずれか高い金額を補助費用の限度額とする</p>

補助割合 ※変更なし

耐震診断 原則的に10／10（延べ面積及び建築物の種類によって変化あり）
[国1／3・都2／3]

実施期間

耐震診断 平成24年度から26年度まで【現行】
平成24年度から27年度まで【変更後】

その他

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金
担当部署	都市整備部 都市計画課 計画係
担当者名	村下 義孝
補助対象	<p>①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物</p> <p>②昭和56年5月以前に建築された建築物</p> <p>③道路幅員の概ね1/2以上の高さの建築物</p> <p>※上記すべてに該当するもの</p>
規約等	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>特定緊急輸送道路に指定された道路（国道16号、新青梅街道、都道166号線、青梅街道の一部）に接する敷地の建築物のうち、一定要件に該当する建築物に対し、耐震診断、補強設計、耐震改修の義務又は努力義務を課し、その実施に対し一定の補助金を交付するもの。</p>
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>震災時において避難、救急消火活動、緊急支援物資の輸送等を支える特定緊急輸送道路が、建築物の倒壊により閉塞されることを防止するため、沿道建築物の耐震化を推進し、震災から都民の生命と財産を保護すると共に首都機能を確保する。</p>
補助金額（補助対象金額） ※変更なし	<p>補強設計 実際に補強設計に要する費用又は助成対象基準額 （延べ面積×助成基準単価）のうち低い額</p> <p>補助対象費用の限度額</p> <p>延べ面積1,000㎡以下の部分・・・2,060円/㎡</p> <p>延べ面積1,000㎡を超え 2,000㎡以下の部分・・・1,540円/㎡</p> <p>延べ面積2,000㎡を超える部分・・・1,030円/㎡</p>
補助割合 ※変更なし	<p>補強設計 1/3 [国1/6・都1/6]</p>

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金		
担当部署	都市整備部 都市計画課 計画係		
担当者名	村下 義孝		
補助対象	<p>①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物</p> <p>②昭和56年5月以前に建築された建築物</p> <p>③道路幅員の概ね1/2以上の高さの建築物</p> <p>※上記すべてに該当するもの</p>		
規約等	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例		
事業概要	<p>(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)</p> <p>特定緊急輸送道路に指定された道路(国道16号、新青梅街道、都道166号線、青梅街道の一部)に接する敷地の建築物のうち、一定要件に該当する建築物に対し、耐震診断、補強設計、耐震改修の義務又は努力義務を課し、その実施に対し一定の補助金を交付するもの。</p>		
補助の必要性	<p>(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)</p> <p>震災時において避難、救急消火活動、緊急支援物資の輸送等を支える特定緊急輸送道路が、建築物の倒壊により閉塞されることを防止するため、沿道建築物の耐震化を推進し、震災から都民の生命と財産を保護すると共に首都機能を確保するため。</p>		
補助金額(補助対象金額)	<p>※変更なし</p> <p>耐震改修 実際に耐震改修工事に要する費用又は助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価)のうち低い額</p> <p>限度額</p> <p>48,700円/m²以内(487,000,000円/棟以内)。</p> <p>ただし、免震工法等を含む特殊な工法の場合は82,300円/m²以内、住宅(マンションを除く。)の場合は33,500円/m²以内とする。</p>		
補助割合	<p>※変更なし</p> <p>耐震改修 5,000m²以下 1/3 [国1/6・都1/6]</p> <p>5,000m²超 1/6 [国1/12・都1/12]</p>		

実施期間

耐震改修 平成24年度から27年度まで【現行】
平成24年度から27年度までに工事に着手する建築物【変更後】

その他

実施期間

補強設計 平成24年度から26年度まで【現行】
平成24年度から27年度まで【変更後】

その他